

令和 8 年度茨城県狩猟免許等取得支援補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 県は、県内におけるツキノワグマ捕獲の従事者の確保を図るため、ツキノワグマ捕獲に従事することを目的として新たに狩猟免許(第一種銃猟)又はライフル銃を取得した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則(昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要項の定めるところによる。

(補助対象経費)

第 2 条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 狩猟免許の新規取得支援事業
- (2) ライフル銃の新規取得支援事業

2 補助事業の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の上限額は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 茨城県内に住所を有すること
- (2) 県内市町村の有害鳥獣の捕獲業務に従事していること又は一般社団法人茨城県猟友会の会員であること
- (3) 将来にわたり、県内におけるツキノワグマ捕獲に従事することを確約すること

(補助対象期間)

第 4 条 補助金の交付の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 15 日までとする。

(補助金の交付申請等)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、次項に定める申請期間内に補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。なお、申請期間は令和 9 年 2 月 15 日までとする。

- (1) 共通して必要となる書類
 - ア 別表に定める補助対象経費を支出したことを証する書類の写し(領収書の写し等)
 - イ 有害鳥獣捕獲に関する従事者証又は市町村からの委嘱状の写し
該当する場合のみ。

(2) 狩猟免許新規取得時の申請に必要となる書類

ア 狩猟免許等取得支援補助金交付条件等遵守確約書(狩猟免許)(様式第2-1号)

イ 第一種銃猟免許の写し

(3) ライフル銃新規取得時の申請に必要となる書類

ア 狩猟免許等取得支援補助金交付条件等遵守確約書(ライフル銃)(様式第2-2号)

イ ライフル銃の所持許可証の写し

(補助金の交付を申請するライフル銃の許可内容及び住所地がわかる部分)

2 前項の場合において、市町村等からも補助金の交付を受ける者は、市町村等への申請手続を完了させてから県に対する手続を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定により提出された補助金交付申請書の内容について審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 知事は、第1項の規定により、補助金を交付すると決定した者については、補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

3 市町村等からも補助金が交付される場合は、知事は補助対象経費から市町村等補助金額を差し引いた額を交付決定するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内に、補助金交付申請取下書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 補助金は、精算払により支払うものとする。

(事業変更又は廃止の承認)

第9条 補助対象者は、補助事業の内容の変更をしようとするとき又は補助事業を廃止しようとするときは、補助事業変更(廃止)承認申請書(様式第6号)を知事に提出して承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により補助事業の内容の変更(廃止)を承認したときは、補助事業変更(廃止)承認通知書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第10条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請又はその他の不正行為を行ったことが明らかになったとき。

2 知事は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により交付決定の取消しをしたときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（雑則）

第11条 この要項で定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

付 則

この要項は、令和8年5月21日から施行する。